

堺市役所 21 階展望ロビー愛称募集にかかる審査要領

「堺市役所 21 階展望ロビー愛称募集要領」（以下、「募集要領」という。）の「7 選考方法」について、以下のとおり定めます。

1 選考にあたって

- ・公正を期すため、応募者氏名等は伏せた上で審査を行います。
- ・愛称の説明（理由、意味など）も審査対象となります。
- ・複数の方から同じ愛称が応募された場合には、愛称の説明も踏まえて厳正に審査します。
- ・同じ愛称の応募数の多寡は選考に直接関係するものではありません。
- ・全応募作品の中から「最優秀愛称候補」を選定します。

2 審査フロー

(1) 要件確認

募集要領に記載した基本的な要件を満たしているかを確認します。

(2) 1次審査（商標調査含む）

要件を満たした応募作品について、商標調査を含む絞り込みを行います。

(3) 2次審査（選定委員会）

1次審査で絞り込まれた応募作品の中から、本要領「3 審査方法」に基づき最優秀愛称候補を選定します。

3 審査方法

- ・1次審査で絞り込まれた応募作品について、本要領「4 審査基準」に基づき作品ごとに採点を行います。
 - ・各委員が各評価項目の評価視点に基づき、各項目 10 点満点で評価します。
 - ・評価点の合計を「得点」とし、得点の満点は 30 点です。
 - ・「総得点」（全委員による得点の合計）が最も高い作品を最優秀愛称候補として選定します。
- ※総得点が高点の場合は、全委員の択一投票により選定します。

4 審査基準

評価項目	評価視点	評価点
施設特性	・堺市役所 21 階展望ロビーの魅力が伝わるものか。 ・リニューアルコンセプトを踏まえ、堺市への誘客に資するものか。	/10 点
愛称の説明	・提案された愛称の説明が堺市役所 21 階展望ロビーの特性に合致しているか。	/10 点
親密性、わかりやすさ	・読みやすく、覚えやすいものか。 ・語呂がよく、呼びやすいものか。 ・流行に左右されず長期間使用できるものか。 ・親しみやすく、興味を持ってもえるものか。	/10 点
得点		/30 点